

令和4年11月1日～11月30日は労働保険未手続事業一掃強化期間です

栃木労働局長より、令和4年10月13日栃労発総1013第3号「令和4年度労働保険未手続事業一掃強化期間に係る広報紙（誌）への掲載依頼について」をもって、栃木労働局においては、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、11月1日から11月30日までの1か月間を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、集中的な未手続事業一掃活動を展開することとしている等の周知依頼がありました。

詳細は、栃木労働局 HP「[令和4年11月1日～11月30日は労働保険未手続事業一掃強化期間です](#)」をご覧ください。